

## 五島市内部統制に関する基本方針

地方自治法第150条第2項の規定に基づき、不適切な事務の未然防止に取り組み、市民から信頼される行政運営を実現するため、五島市における財務に関する事務の適正な管理及び執行の確保に関する方針を次のとおり定めます。

### 1 職員の基本姿勢

五島市職員は、内部統制を適正に機能させるため、職員一人一人が、それぞれの立場で、誠実かつ主体的に内部統制の取組を実施します。

また、管理職員は、強いリーダーシップを発揮し、組織的なチェック体制を強化するなど、効果的な内部統制の取組を推進します。

### 2 内部統制の目的等

#### (1) 業務の効率的かつ効果的な遂行

効率的かつ効果的に業務を遂行するため、組織目的の達成を阻害する要因をリスクとして識別及び分析し、対応策を講じます。

#### (2) 財務報告等の信頼性の確保

財務に関する事務の適切な運用により、正確な情報の作成に努め、議会や市民へ提供する財務報告等の信頼性を確保します。

#### (3) 業務に関わる法令等の遵守

法令等を遵守した適正な業務執行に努め、不適切な事務を把握した場合には、速やかにその対応策を検討・実施し、全庁的に再発防止を図ります。

#### (4) 資産の保全

資産の取得、使用及び処分は、正当な手続及び承認の下に行い、資産を有効かつ適切に運用するとともに、その保全を図ります。

### 3 内部統制の対象業務

財務に関する事務

### 4 内部統制の有効性の確保

#### (1) 全庁的な内部統制の推進・評価体制の整備

市長を最高責任者とする全庁的な内部統制の推進・評価体制を整備します。

#### (2) 内部統制の透明性の確保

毎年度、内部統制の体制及び運用状況を評価し、その結果を監査委員の審査に付すとともに、議会への報告と市民への公表を行い、透明性を確保します。

#### (3) 内部統制の見直し

内部統制の体制等について、評価結果や監査委員からの指摘等を踏まえ、必要な見直しを行います。

令和5年4月1日 五島市長 野口 市太郎